

ICC国際交流委員会
海外ホテルインターンシップ
プログラム
(スイスコース除く)

重要事項ガイダンス

<ICCプログラムにご参加される皆様へのお願い>

本プログラム（スイスコースを除く）に参加申し込みをされる際は、お申し込み前に必ずこの重要事項ガイダンスをお読み頂き、内容を理解し、同意された上でお申し込みください。

[ICC国際交流委員会（株式会社ICCコンサルタンツ）の役割]

海外ホテルインターンシッププログラム（以下本プログラム）では自立することを前提に、自身のホテル業界/社会人としての専門技術を習得すること、グローバル感覚を向上させること（語学力の向上を含む）を目標にしています。ICC国際交流委員会（以下、ICC）ではこの目標を達成できるよう、自身の意向を最大限に取り入れ、あらかじめ特定した手配・斡旋と相談に応じる役割を担っていますが、研修国滞在中の自身の行動は全て自身の責任において対処する必要があります。

[研修とは]

本プログラムでは「海外のホテル/レストランにて、研修生として他の従業員と同様の業務を経験することで本人の接客業に対するスキルを高め、海外という地で業務をすることや生活することで国際感覚を身につけ、向上させることを目的とします。「研修＝仕事」という認識を明確に理解し、自身が進んで動き、考え、発言することを研修先のホテルあるいはレストランでも歓迎しています。また他の従業員と同様に、仕事に対する責任や意識を求められることは当然のことと理解し、研修に励んでください。

本プログラム参加者は、次の事項を良く理解してください。

- (1) 受け入れ企業については、ICCが直接、または各国現地サポート機関の提携により手配が行われます。企業等におけるあなたの受け入れは、原則、受け入れ企業の研修生枠としてあり、あなたとの間には正式な雇用契約等はありません。研修先の正社員と、またはその他のインターンシップ生（他国含む）との待遇条件が異なる場合があります事をご理解下さい。
- (2) 受け入れ企業にはそれぞれ研修生の定員数を設けている場合もあります。したがってあなたの英語力、経験等によって、必ずしもあなたの希望するホテル/レストランで研修ができない場合があります。その場合 ICC/現地サポート機関は、研修が受けられるよう斡旋・紹介の最大限の努力をします。
- (3) 各研修先のやり方や方向性に合わせて行く努力が必要となります。原則、研修は、受け入れ先の就業規則を遵守し、誠実に研修を行って下さい。もし研修内の規律を乱すような行為をした場合や、解雇の判断を下された場合など、ICC はあなたとの契約を解除します。また研修の当事者は受け入れ企業と自身であり、研修中に発生した当事者間の紛争及びこれに基づく全ての損害について、ICC は法的責任を負いません。
- (4) 研修先における研修内容は、これまでのあなたの経験や語学力等によって研修開始後に研修先の意向により変更となることもあり得ます。疑問等がある場合には、研修先の直属の上司等と話し合うことが解決の近道になります。企業内研修がスタートすれば、与えられた状況の中でレベルアップをするよう日々努力していくという姿勢が大切です。研修先での環境づくりはすべてあなた次第です。
- (5) 研修中にお金を扱う状況がある場合は、必ず証拠を残す事。また、第3者にゆだねる行為は行わないように気をつけてください。これらに伴うトラブルを弊社は責任を負いません。

[滞在先のアドバイス]

弊社では出来る限りのアドバイスを行います。滞在先の手配は自身の責任とし、自身の望む条件での滞在先の確保を保証するものではありません。ホテル側の厚意により滞在先が提供される場合、シェアの人数等の住居条件は渡航される国やホテルによって異なり、原則ホテル側の規定に沿って頂きますのでご了承ください。ホテルの寮は、ホテル内に住む場合とホテルの外に寮がある場合、またはホテルが住居費を賄いアパートに滞在する場合があります。

また研修先が手配した滞在先や、ICC/現地サポート機関が手配した滞在先をあなたの都合で寮または家庭を出る場合は、すべて自己責任において滞在先の手配をすることになります。その場合少なくとも2週間の事前告知期間をおいてください。万一、研修先やその他関連機関に2週間前までに事前告知および報告がされなかった場合、研修国においてあなたの不利益になることがあります。

[滞在費]

滞在費については、自身がアパート家賃/ホームステイ費などを全額自己負担する場合、研修先がアパート等の家賃の一部を負担する場合、研修先がホテル施設やアパートなどの滞在先を無料で提供する場合があります。参加コース及び研修先により条件が異なるため、詳細については研修先確定後、ICCにご相談下さい。

[寮または滞在先家庭/シェアでのトラブル]

あなたが滞在先の寮又は家庭/シェアメイトに損害を与えることがあっても、ICCはその責を負いません。

また、渡航後自身の都合で滞在先の変更や選定を行った場合のトラブル等もICCは責任を負いません。

手続き上の重要事項

[手続きの流れ]

ICCは個別のカウンセリングを通じ、研修生の職歴上の目標、英語能力、学歴、社会人としての成長度などを判断し、その上で登録費を受領後、研修生に見合うと判断したホテル/レストランの選定を行います。その際、手配できるホテル/レストランのタイプについては別紙「確認書」にて事前に相互で確認をします。実際に具体的な研修先の選定が完了すると、その後の手続きを進める為、プログラム費をお支払い頂くこととなります。

[研修先の選定]

ICCは研修先に自身の条件（学歴、英語力、報酬、今後の目標など含む）を伝え、出来る限り希望に添える様交渉を行います。最終決定は研修先人事が判断しますことをご理解下さい。

[研修先との事前連絡]

原則、自身とホテルとの直接連絡は禁じております。ただし例外として研修先が希望する特別な状況の場合を除きます。豊富な海外交渉の経験を持つスタッフが研修先と交渉を開始する場合、研修先が難色を示す場合があります。御自身の評価にもマイナスにつながる可能性がございます。研修先が受け入れに対して難色を示したりするなどの事態があった場合には、その後の手配を取りやめることもあります。

[研修内容]

研修内容は事前に一定の業務が決定される場合と飲食、宿泊などのセクションの中で様々な業務を回りながら経験を積んで行く場合の2種類があります。自身の研修がどちらのタイプになるのかは「決定通知書」を渡す際に確認致しますが、実際にどのような業務を担当して頂くかはあなたのこれまでの経験や語学力をはじめとする能力によって、研修開始後に研修先の意向で変更となることがあります。あなたが研修内容について疑問等がある場合には、直接研修先の上司や担当マネージャーなどと話し合うことを強く推奨します。もし研修先が何らかの事由により研修中止（事実上の解雇）を求めた場合、本プログラムでの研修は終了となりますので気をつけて下さい。

[研修開始時期]

研修開始日についてはあなたの希望も考慮した上で決定されますが、研修可能なビザの手配、ホテル選定上の問題あるいはその他の事由によって変更・遅延・延期の可能性のあることをご理解下さい。

[研修先決定の拒否]

ICCは選定においてできる限りの努力を行います。選定にあたっては膨大な時間と労力が必要となります。そのため、ICCが適正と判断しない場合を除き、内定となった研修先を拒否する事は原則できません。また、特別な状況が生じ、拒否する場合には、書面でその理由をICC宛に提出し、妥当と判断されたときに限り次の研修先を選定するものとします。なお、選定された一

つの研修先を保留にしたまま、次の研修先を選定することはできません。また拒否理由が適切ではないとICCが判断した場合には、新しい研修先を選定することはせず、本プログラムの契約もその時点で終了となります。

[プログラムの延期・変更について]

(1) 登録費の有効期間

登録費の支払い後、有効期間は1年間です。個人の都合により開始希望日を延期/変更する場合は、書面にてその旨を傳達していただく必要があります。また研修先を選定後、それを拒否する場合も、その旨と理由を書面にて通知いたします。その理由が正当であると判断した場合のみ、次の研修先を選定にとりかかります。書面による通知がない場合、またはその理由が正当と判断されない場合には、登録そのものを解除させていただき、それ以上の研修先選定を行いません。

(2) 研修開始後の変更について

研修国で研修を開始された後、個人の都合により研修先を変更することはできません。原則、プログラム開始後は事前に選定した研修先にて研修を行っていただきます。

[出発前の渡航ビザのお取り扱いについて]

海外で研修を受ける場合、ビザについての知識などが非常に重要になります。ICCでは可能な範囲でアドバイスを行いますが、ビザ申請も研修の一部という点を御理解の上、取得手続きは自身の責任で行って頂きます。尚、ビザは各国によって申請条件、申請要項、提出書類などが違います。事前に最寄りの大使館/総領事館へ問い合わせをご確認下さい。ビザの条件や期間に関しては渡航先の国政府に権限があり、また予告なく条件や申請方法などが変わる場合もございます。その為、ICCや受入先ホテル側でも予期できない変更があります事をご理解下さい。また、その際は予定した時期に出発、入国できない事がございます。

[登録費およびプログラム費に含まれるもの]

登録費およびプログラム費に含まれるサービスについては、「海外ホテルインターンシッププログラム契約書」第4条をご確認下さい。尚、研修先の手配が完了し、「決定通知書」にて通知後にプログラムをキャンセルされる場合には、所定のキャンセル料を請求させていただく事となりますので、ご注意下さい。

[契約の満了]

プログラムの契約期間は「決定通知書」に定められた期間までとなります。あなたが研修先を決められた期間満了以前に離れた場合、ICCのプログラムを中止したものと見なしその時点で契約も終了となります。(プログラム費等の費用は返金されません)

[海外保険加入]

あなたは海外に滞在中に起こりうる病気、怪我などの健康のため、あるいは盗難や滞在先での賠償責任などに対応するための「海外保険」に加入する様にしましょう。研修期間中に万が一不測の事態がおき、損失を被ったとしてもICCは一切の責任を負いません。尚、補償内容についてはあなたの責任においてどの保険に加入するかを決定して下さい。

研修に関する注意事項

[事前語学研修付プログラムでの注意]

インターンシップ開始の約1~2ヶ月前から、現地オフィスにて電話面接の練習を行い、実際の面接を経て、派遣先が決定されます。受入先の事情によりポジションや都市のご希望に添えない場合もありますのでご了承ください。語学学校終了時の英語力によっては終了後すぐに研修先が決まらない場合もあり、インターンシップ期間が短縮される場合もあります。必ずしも学校修了後すぐのインターンシップ開始を確約するものではありません。また、英語力が十分に伸びなかった場合でも研修先の手配はいたしますが、研修先機関（ホテル希望の場合でもレストランやカフェになる可能性もあり）、研修先での仕事内容、研修地について、参加前のご希望に添えない場合があります。

[研修先での心構え]

あなたは未知の海外で生活するので、研修先での生活はこれまでの日本における全てに安心できる環境とはなりませんし、それではチャレンジする意味もありません。ICCは可能な限りあなたのお手伝いをしますが、現地生活に伴う種々の不安はあなた自身でひとつひとつ解決する意欲をもつことが大切です。不安に直面したとき、これを不満に思うか、チャレンジの機会とみるかでは、研修で得られる成果が大きく違います。また接客業につく上で必要なフレンドリーな対応は同じ研修先で働く人にとっても、同僚としてとても重要なあなたの評価材料となります。周囲の人が心地よく受け入れられるように常に前向きにフレンドリーな気持ちを忘れないように過ごしましょう。

[明確な意思表示]

あなたは、これからは自己の意思決定で行動しなくてはなりません。自己の意思を明確に伝えるようにしましょう。また研修先での問題や不明な点は、きちんと自分自身で相談、解決することが大切です。

[海外と日本の違い]

英語と日本語という言語の違いはもちろんのこと、文化や生活習慣も全く異なる海外で生活をするということは想像をするよりもさらに大変なことです。加えて、習慣の異なる海外で仕事をすると、職業感の違いや日本の常識が通じない状況に驚く人も少なくありません。本プログラムを成功させ、有意義なものとして帰国する人の多くは自分にとって新しい価値観を理解しようと努め、受け入れて行くタイプの人の様に感じます。「日本では考えられない」「普通に考えたら…」というこれまでの常識や固定概念はひとまずおいて、その場所で常識と言われる事柄にふれ、様々なものの見方ができるようになることも本プログラムの意図するところの一つだと言うことを理解するようにしましょう。

[研修国滞在中のあなたの法的立場]

研修国でのあなたの身分は、研修生としての一時滞在許可を得た外国人であり、その範囲でしか行動できません。もしあなたが資格外の行動をとった場合は、ICCは、あなたとの契約を解除し、あなたに対し強制送還の措置がとられても関知しません。

[研修中のサポート]

研修先では、原則色々な問題に対して、あなた自身で対応していく必要があります。ICCは研修中に電話、ファックス、メール等での相談、アドバイスに応じますが、現地に出向いて問題解決にあたりすることはありません。また相談等はあなたからの連絡に応じる形で対応いたしますので、問題が発生した時点で自分から相談することを心がけて下さい。※イギリスは別途規定あり。

[研修期間中のサポート連絡先]

研修期間中に相談などサポートが必要な場合、ICC本部が連絡先となります。

※ 代理店は出発後、一切の連絡等やりとりを原則行いません。

[お金の立替え・借金の保証・貸付け]

事情の内容にかかわらず、ICCや研修先は、あなたのためにお金の立替え、借金の保証、または貸付けを行いません。

[研修に対する態度]

研修中は研修先の就業規則を遵守し、誠実に研修を行って下さい。もしあなたが企業内の規律を乱す様な行為をした場合、ICCはあなたとの契約を解除します。また研修の当事者は研修先とあなたであり、研修中に発生した当事者間のトラブルおよびこれに基づく全ての損害についてICCは法的責任を負いません。尚、各研修先には企業理念と呼ばれるものがあります。あなたはこれらに自分自身を合わせて行く努力が必要となります。

[報酬（有給）について]

現地では研修生待遇に際して、有給の事をSalary（給与）ではなく、Allowance（手当）などと呼ばれる事があります。

コースによって、有給として研修先に派遣される場合でも、その報酬の金額、受け取り方法（頻度など）は研修先によっても異なりますので、現地到着後に上司の方へ確認をして下さい。

また、海外は成果制になりますので報酬の増減が生じる場合がある事をご理解下さい。

[現地到着後の渡航ビザのお取り扱いについて]

現地到着後は、日本国内での申請条件と違う場合がありますが、現地の入国管理局の法律に基づいております。しかしながら、各国の法律は予告なく変更がある為、ICCや受入先ホテル側でも予期できない変更があります事をご理解下さい。尚、現地到着後のビザ更新手続きもご自身の責任により行って頂きます。

[研修成果の不担保]

ICCでは本プログラムであなたの目的が達成できるよう、サポートをして行きますがあなたが最終的に満足してプログラムを終了できるか、目標を達成できるかは保証の限りではありません。

[契約外のサポート]

一般相談を超えたサポートを求める場合は、あらかじめそれにかかる費用を見積り、あなたにお知らせします。そのうえで、あなたがそのサポートの提供を求める場合は、あらかじめお知らせした費用を申し受けます。

[緊急事故や病気になったとき]

研修国滞在中、事故や病気などの「緊急に困った事態」が起こった時は、研修先、加入保険会社、ICCに速やかに連絡をして下さい。

[正確な情報の記入]

ICCはあなたに関する情報を研修先に知らせる必要があります。また、ICCはあなたに代わって研修先の選定、マッチングを行います。そのため、あなたはICCに対してあなたの正確な情報を提供する必要があります。特にこれまでの学歴、就労履歴、補導歴の有無、心身症を含む病歴、常用薬がある場合の詳細などは必ず所定のApplication Formに記入ください。万が一、重大な申告漏れがあった場合は、あなたが渡航した後でも、ICCはあなたとの契約を解除し、全てのサポートを中止する場合があります。また、受け入れ研修先も同様にあなたとの契約破棄などの処分に処する場合があります。

[プログラムの契約解除および変更について]

以下の事例の場合、すでに取り交わしている契約の一部または全部を解除し、内容を変更することがあります。

1. 天変地異、政変、動乱、ストライキ等の不可抗力による事由で、プログラムを実施することが不可能、または著しく困難になった場合
2. あなたが日本国の公序良俗に反する行為をはじめ日本国の法令に違反する行為をなし、ICCにおいて本システムの目的・趣旨に照らしてあなたの本システム参加が不適当であると認められた場合
3. あなたが研修国の公序良俗に反する行為をはじめ研修国の法律その他の法令に違反する行

為をなし、ICCにおいて本プログラムの目的・趣旨に照らしてあなたの本プログラム参加が不適当であると認めた場合

4. 研修先から契約破棄などの処分を受けた場合または研修先の買収、統合、経営破綻により経営方針が著しく変更となり、研修生の受け入れ体制が変更となって研修先を変更せざるを得なくなった場合
 5. あなたがICCに対し、所定の期日までにプログラム費用全額の支払を完了しなかった場合
 6. あなたが正当な理由なく、研修先、事前ガイダンス等のサービスを受領せず、または研修を実施する上で必要なICCの指示に従わないなど、ICCが本契約を履行するのに困難な事情がある場合
 7. あなたまたはあなたの保護者がICCに対して申告した事実に虚偽（嘘の申告）、または既往症（病歴や現在の心身の病気）の未申告などの重大な遺漏があった場合
 8. その他ICCにおいて、本プログラムの目的・趣旨に照らしてあなたのプログラム参加が不適当であると認めた場合
 9. その他やむを得ない事情により契約内容変更の必要が生じた場合
- ※ 以上の理由でプログラム内容が変更あるいは契約解除となった場合でも、既に支払われた費用、所用実費は返金されません。

各国に関する注意事項

[イギリス]

現地到着後は現地サポートスタッフとのみやり取りが可能です。現地で何かあった場合は、現地サポートスタッフとやり取りをする様に心がけて下さい。ICC本部やICC代理店スタッフとのやり取りは、基本的に禁じられています。また、メールを送られた場合なども、ICCからはメールの返信など致しません。

[アジア諸国]

政府情勢により法律の変更などが頻繁に起こっております。ビザ（研修と就労の違い等）を含めてご自身の立場は研修生である事を忘れず、臨機応変に対応する様ご理解下さい。